

景観計画との連携について

方針

景観形成重点地区における建築物の高さ誘導は、高度地区で規制される高さを基本とし、今後施行する大田区景観計画の運用状況等を踏まえ、対象エリアを限定して検討していくものとする。

- ①現在、検討を進めている高度地区は、原則として一部区域を除く区内全域を対象としていること。（景観形成重点地区も対象となること。）
- ②「大田区景観計画」は10月1日施行としており、「東京都景観計画」からの移行に伴う運用状況等を見極めていく必要があること。
- ③それぞれの景観形成重点地区は、線的又は面的な指定によりかなり広範囲なエリアにわたり、エリア内の地域特性も一様ではないこと。

「大田区景観計画」では、区内全域を景観計画区域とし、用途地域の区分を基本として区分を7つのエリア（市街地類型）に分類し、それぞれのエリアごとに景観形成の目標や方針、景観形成基準を定めている。

大田区では、「東京都景観計画」において景観基本軸とされていた国分寺崖線及び臨海部のほか、多摩川及び呑川を景観形成重点地区として位置づけた。

なお、市街地類型の区域と景観形成重点地区との関係は、景観形成重点地区はいずれかの市街地類型にも指定され、双方の景観形成基準を適用する仕組みとなっている。

景観形成重点地区 位置図

